

## ○大仙市公共工事現場パトロール実施要綱の制定について

大仙市発注工事において、現場の安全や品質確保を図り、現場の施工状況をチェックし、指導や助言が出来るようにするため、本要綱を制定する。

本要綱の要旨等は、下記のとおりである。

### 記

#### 「要綱の要旨」

1. 工事災害事故撲滅等のため、パトロールを随時行う。
2. 不適切な工事において、指導・助言を行う。
3. 検査員の、工事完成検査箇所の事前把握及び工事成績評定時の参考とする。
4. 前項において、必要に応じ書面での報告を求めることが出来る。

#### 「工事現場のパトロールの結果」

1. これらの結果について、工事業業者選定審議及び優良建設工事表彰等の際の参考とする。
2. 特に不適切な工事については、公表等を含め再発防止のための措置を検討する。
3. 指摘事項を探すばかりでなく、良好な現場においては積極的に評価する。

## ○大仙市公共工事現場パトロール実施要綱

平成20年 5月27日制定

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の品質確保の促進及び安全対策の徹底を図るため、随時の工事現場パトロール（以下「パトロール」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 パトロールの対象とする工事は、市が発注するすべての工事のうち、契約検査課長（以下「課長」という。）がパトロールを実施すべきと決定した工事とする。

### (パトロールの実施方法)

第3条 パトロールは、課長の命令を受けた職員（以下「パトロール員」という。）が、工事現場パトロールチェックリスト（第1号様式）に掲げる項目について、前条に規定する対象工事の現場において確認することにより実施するものとする。

2 パトロール員は、当該工事について必要があると認めるときは、監督員又は請負者に対し、改善報告書（第2号様式）又は口頭により 改善等の指導又は助言を行うことができる。

3 パトロール員は、前項の指導又は助言を行ったときは、必要に応じて書面により改善等の状況について報告を求めることができる。

4 パトロール員は、必要に応じて監督員及び請負者等の立会を求めることができる。

(パトロールの実施時期)

第4条 パトロールは、工事担当課から課長に提出された対象工事に係る資料をもとに、当該工事の施工時に随時実施するものとする。

(パトロールの結果通知)

第5条 課長は、パトロールを実施した対象工事について、工事担当課長へパトロール結果報告書（第3号様式）により速やかに通知するものとする。

2 工事担当課長は、パトロール結果報告書で指摘のあった事項について、速やかに改善すると共にその内容を契約検査課長に報告すること。

3 パトロールの結果については、工事成績評定及び優良建設工事表彰等の参考とする。

(台帳等の整備)

第6条 課長は、台帳その他の必要な帳簿を備えてパトロールの記録を整備しておくものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パトロールの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。